

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	市営住宅等の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、市営住宅等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

伊勢市

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	・公営住宅法、住宅地区改良法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①入居資格、収入状況等の確認 ②家賃、敷金、家賃減免、敷金減免、徴収猶予、明渡し等の決定 ③同居承認、異動、承継、退去等の決定 等 これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して、情報連携を行う。
③システムの名称	1. 公営住宅システム 2. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表27、52の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1)情報照会の根拠 53、76の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市整備部住宅政策課
②所属長の役職名	住宅政策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 都市整備部住宅政策課 電話:0596-21-5596
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有し、端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。また、サーバー機器についてはウィルス対策ソフトウェアのインストール等を対策を行っている。 滅失等への対策として、毎日バックアップを実施している。 特定個人情報が記載された書類は個人別のファイルに編纂し、鍵付きの書架に保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第19、35項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18、26条	・番号法第9条第1項 別表第一 第19、35、61項の2 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18、26、46条の3	事前	
平成29年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二 第31、54項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22、28条	・番号法第19条第7項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第31、54、85項の2 (2)情報提供の根拠 第31、54、85項の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める事務 (1)情報照会の根拠 第22、28、43条の4 (2)情報提供の根拠 第22、28、43条の4	事後	法令の題名等の形式的な変更
平成29年11月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 都市整備部建築住宅課 電話:0596-21-5596	〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町1436番地1 都市整備部建築住宅課 電話:0596-21-5596	事後	問い合わせ先の変更
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	建築住宅課長 久田 浩之	建築住宅課長	事後	様式の項目名変更に伴う変更
令和1年6月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒516-0016 三重県伊勢市神田久志本町1436番地1 都市整備部建築住宅課 電話:0596-21-5596	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 都市整備部建築住宅課 電話:0596-21-5596	事後	問い合わせ先の変更
令和1年6月18日	IV リスク対策	なし	追加項目	事後	様式変更に伴う追加
令和2年11月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	都市整備部建築住宅課	都市整備部住宅政策課	事後	機構改革による所属名の変更
令和2年11月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	建築住宅課長	住宅政策課長	事後	機構改革による所属名の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29 号 都市整備部建築住宅課 電話:0596-21-5596	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29 号 都市整備部住宅政策課 電話:0596-21-5596	事後	機構改革による所属名の変 更
令和2年11月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人員 いつ時点の計数か	平成26年10月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	しきい値判断時点の変更
令和2年11月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	しきい値判断時点の変更
令和3年8月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第19、35 項、61項の2 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第18、35項、61項の2	・番号法第9条第1項 別表第一 第19、35、 61項の2 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第18、35、61項の2	事前	法令の題名等の形式的な変 更
令和3年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項 別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める事務	・番号法第19条第8号 別表第二 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令	事前	番号法改正に伴う変更、法令 の題名等の形式的な変更
令和7年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務	番号法別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表	事後	番号法改正に伴う変更、法令 の題名等の形式的な変更
令和7年3月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第19、35、 61項の2 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第18、26、46条の3	番号法第9条第1項 別表27、52の項	事後	番号法改正に伴う変更、法令 の題名等の形式的な変更
令和7年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第31、54、85項の2 (2)情報提供の根拠 第31、54、85項の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第22、28、43条の4 (2)情報提供の根拠 第22、28、43条の4	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 53、76の項 (1)情報照会の根拠 53、76の項	事後	番号法改正に伴う変更、法令 の題名等の形式的な変更
令和7年3月27日	II しきい値の判断 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	しきい値判断時点の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	II しきい値の判断 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和7年1月31日時点	事後	しきい値判断時点の変更
令和7年3月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし	追加項目	事後	様式変更に伴う追加
令和7年3月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	追加項目	事後	様式変更に伴う追加